

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト実施方針(2026～2028年度)

1 目的

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することを支援するために、在宅療養の普及、医療と介護をはじめとした多職種連携の促進等を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指すものとする。

2 2025年度までの取り組み

2013年10月に医療・介護事業者及び行政で構成する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会(以下「町プロ協議会」という。)を発足し、介護保険法に規定する包括的支援事業の一つである「在宅医療・介護連携推進事業」について、厚生労働省が示す「7つの事業項目」に沿って、別紙のとおり取り組みを行った。

※別紙1参照

3 2026年度～2028年度に実施する取り組み

本プロジェクトは、上記2の取り組みを基に、(1)在宅医療の充実、(2)医療・介護連携のための仕組みづくり、(3)多職種連携に必要な知識・技能等の習得、(4)在宅療養に係る市民への普及啓発、(5)感染症対策等非常時の体制整備、(6)専門職が働きやすい環境づくりの6つの事項に取り組むものとする。

また、本プロジェクトの内容を定期的に振り返り、より効果的な取り組みにつなげるため目標値の設定や効果の検証方法について検討を行う。

各事項については、以下の取り組みを実施する。

(1) 在宅医療の充実

町田市の在宅医療の需要は今後増加することが見込まれている。令和3年度町田市死亡小票分析報告書によると在宅療養の患者数は2025年度の3,089人から2030年度には3,671人、2035年度には3,999人に増えると推計している。これらの需要に対応できるよう、地域の医療・介護関係者の協力のもと、在宅療養の充実に向けた体制づくりを進める。

①救急医療情報キットの活用

救急搬送時により効果的に活用できるよう、配布用及び自作用救急医療情報キットの普及啓発を行う。

②地域の医療・介護サービス資源情報の共有化

市内の医療・介護資源をリスト・マップ化した「医療と介護の資源マップ」の活用を促進する。

(2) 医療・介護連携のための仕組みづくり

高齢者の在宅療養を支援するにあたり、医療と介護の関係者が効率的・効果的に連携するための取り組みを進める。取組の検討・推進にあたっては、医療と介護の連携支援センター(※)が専門職からの相談対応や地域ケア会議への参画等を通して整理した地域の課題及び調査結果等を参考にする。

①ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の推進

高齢者自身が意思決定することが困難になったときなどでも、本人の意思を反映させた医療・ケア(介護)を実現できるよう、医療と介護の関係者が連携してACPに対する市民の理解を深め、活用されるための取り組みを推進する。

取り組みの推進にあたっては、アドバンス・ケア・プランニング普及啓発部会において作成したリーフレット、チェックシート及び手順書を活用する。

②地域の医療・介護サービス資源情報の共有化((1)の②再掲)

③Dr. Linkの活用

医師がケアマネジャーから相談・連絡を受けることのできる時間をリスト化した「Dr. Link」について、2025年12月の情報更新をふまえ、活用を促進する。

④入退院支援における医療・介護連携の仕組みの構築

高齢者が病院に入院してから、退院し在宅生活に戻るまでの間、病院と在宅の支援者が円滑に情報共有を行うため、ケアマネサマリー及び退院調整シートの更なる活用を行う。また、ケアマネサマリーについては、入院時だけでなく、外来受診時における活用も促進する。

⑤お薬手帳を活用した連携の仕組みの構築

お薬手帳の活用による在宅高齢者の重複服薬の防止、自身での健康状態の把握といった目的に加え、在宅高齢者に関わる専門職が日常の気づきをお薬手帳へ書き込むことで、多職種間の情報共有を促進する。

お薬手帳を活用した連携の促進にあたっては、プロジェクトオリジナルのお薬手帳カバーを配布し、取り組みの普及を図る。

⑥プロジェクトの取り組みの発信

医療・介護関係者がプロジェクトの活動や在宅医療・介護連携に必要な情報を共有するため、連携ツールや地域ケア推進会議、各種研修等の情報を掲載したポータルサイトを運営する。

(※)医療と介護の連携支援センター

正式名称を「在宅医療介護連携機能強化型地域包括支援センター」といい、在宅医療・介護連携に関して、医療職や介護職からの相談対応や高齢者支援センターの後方支援を行う機関。

高齢者支援センターに対する後方支援や市民等からの相談対応、医療・介護専門職からの相談対応等の業務を通して、在宅医療・介護連携に関する情報の

収集・分析・課題の抽出を行い、有効な課題解決策を検討するための地域ケア会議を開催する。

また、高齢者支援センターが実施する地域ケア会議に参画し、地域ごとの医療と介護の連携に関する課題を把握し、解決を目指すとともに、効果的な取り組みについて他の地域への展開を行う。

さらに、医療・介護保険制度の理解を深めるため、現場で実務を行う医療職や介護・福祉職に対し研修等を実施する。

(3) 多職種連携に必要な知識・技能等の習得

国の制度改正等、社会状況の変化に迅速に対応するとともに、多職種間の相互の理解を深めるため、医療・介護関係者の知識の習得、能力の向上を図る。

①多職種連携研修の実施

医療・介護制度の改廃等の情報や知識、連携に伴い必要な技能・知識を習得するため、多職種連携研修を実施する。

②医療勉強会の実施

(4) 在宅療養に係る市民への普及啓発

市民が在宅療養に係る町田市の取り組みについて理解を深め、サービスを適切に利用していただけるよう、普及啓発を行う。

①市民向け啓発講座等の実施

在宅療養に係る知識や、町田市の取り組みの理解を深めていただくため、市民向け講座を実施する。

②シンボルマーク等を活用したプロジェクトの広報

町プロ協議会参画団体の連携強化、市民に対するプロジェクトの理解促進等を目的に作成したシンボルマークのほか市民向けガイドブック等、プロジェクトの成果物を活用し、市民に対しプロジェクトの広報活動を促進する。

(5) 感染症対策等非常時の体制整備

感染症の蔓延や災害の発生等非常時においても、在宅で療養する高齢者の生活を支えるため、必要な知識の習得や各専門職団体で作成するガイドラインの共有等を行う。

(6) 専門職が働きやすい環境づくり

在宅療養に携わる医療や介護の専門職が安心して業務を行うことが出来る環境を整えるため、医療や介護の専門職が在宅療養者等からハラスメントを受けた際に相談できる東京都在宅医療ハラスメント相談窓口並びに介護職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口の周知及び活用促進と、ハラスメント対応に関する研修を実施する。

4 工程表 別紙2参照

5 推進体制

個々のプロジェクトの内容については、町プロ協議会で協議の上、決定する。町プロ協議会に参画する職能団体は、協議の結果を踏まえ、必要な事項を推進する。

6 その他

本方針は、法改正や状況変化等に応じて柔軟に対応できるよう、毎年度、町プロ協議会において協議し、当該年度を含めた3カ年の方針として、作成するものとする。